

平成 23 年 10 月 4 日

地域協議会委員との意見交換会

資 料 2

各種整備計画における 整備基準(案)

本資料については、各種整備計画における「整備基準」(案)に関する部分を抜粋したものです。

平成 23 年 10 月

上 越 市

目 次

各種整備計画における整備基準（事業の優先度の設定）

について P 1

各種整備基準

- 1 道路整備基準 P 2
- 2 学校施設整備基準 P11
- 3 保育園施設整備基準 P13
- 4 観光施設等整備基準 P14
- 5 体育施設整備基準 P15
- 6 公民館施設整備基準 P17
- 7 林道整備基準 P18
- 8 消融雪施設整備基準 P21
- 9 公共下水道整備基準 P25
- 10 公の施設等除却基準 P27

各種整備計画における整備基準（事業の優先度の設定）について

1 整備基準設定の経緯と目的

平成 22 年度実施した「事務事業の総ざらい」の結果、各施設の整備や修繕において、統一的な整備基準やそれに基づく市全体を取りまとめた事業計画がないため、緊急性が高いにも関わらず整備が先送りにされてしまうケースや地域間において整備水準の均衡が図られていない事例が顕在化していることが判明しました。

また、地域事業費制度の見直しにより、これまでの事業費枠の管理から事業そのものの管理へと移行し、今後は、事業の優先度に基づき真に必要な事業を実施していくこととしています。

これらのことから、同種の分野の各事業については、全市的な視点に立って優先度を設定した整備基準などを盛り込んだ整備計画を策定し、今後は、これに基づいて施設整備や大規模修繕などを実施することにより、効果的かつ計画的な行財政運営を一層推進していきます。

2 整備基準の内容等

(1) 整備基準

事業の継続性、耐震化、建築経過年数、避難所指定の有無、用地確保など事業実施に向けた熟度及び利用の状況などの観点から評価項目を設定し整備基準を策定します。

(2) 整備計画

整備基準に基づき、優先順位や個別事業名、事業概要等を盛り込み、今後はこれを基本として計画的に各種事業を進めていきます。ただし、緊急を要する整備が必要となった場合はこの限りではありません。

(3) 対象事業

平成 24 年度から 32 年度までに実施又は計画している施設整備や大規模修繕などに係る事業を対象とします。ただし、「公の施設の再配置計画」の対象施設については、再配置計画の内容を十分踏まえ、事業を登載することとします。

(4) 分野

平成 32 年度までに施設整備や大規模修繕などを予定している 3 分野 10 計画です。なお、事業予定数の少ない整備計画については、今後、必要に応じて策定していきます。

分野	整備計画
施設整備	学校施設整備計画、保育園施設整備計画、観光施設等整備計画、体育施設整備計画、公民館施設整備計画
インフラ整備	道路整備計画、林道整備計画、消融雪施設整備計画、公共下水道整備計画
その他	公の施設等除却計画

各種整備基準

1 道路整備基準

1 整備の基本方針

道路整備にあたっては、路線の位置付けを明確化するとともに、新たな道路整備から既存道路の維持への転換を図るため、「道路新設系」と「道路維持系」に分類し、それぞれの工種における方針に基づき整備を進めます。

【路線の位置付け】

(1) 重点路線

- 1 都市交通ネットワーク確立のための幹線（都市計画道路）
- 2 域内の交通アクセス向上のための幹線（1、2級市道）
- 3 新たなまちづくりに必要な路線（北陸新幹線に関連する路線を含む）

(2) 推進路線

- 1 「安全・安心」のための防災機能の向上を目指す路線
- 2 子供や高齢者などに配慮した交通安全機能の向上を目指す路線
- 3 地域の生活向上を目指す路線

(3) 連携路線

- 1 市が必要と認めた路線（地域が元気になるために必要な路線を含む）
- 2 関連する他事業と連携を図るための路線

【各工種別整備方針】

(1) 道路新設系

1 道路築造

- ・交通ネットワーク又は生活の向上に必要な路線を新設する。
- ・国県道への交通ネットワークが確立する路線や歩行者が多く見込まれる路線は、歩道を併せて設置する。

2 交差点改良（突角除去含む）

- ・交通事故多発箇所や不整形箇所、視距の確保が必要な箇所を改良する。

3 橋梁新設

- ・道路計画に併せて新設する。
- ・交通に大きく支障がある箇所、または構造等に危険な箇所を架け替えする。

(2) 道路維持系

1 舗装改築

- ・未舗装道路（砂利道）の場合、通過交通路線であり、かつ市民の生活に影響を及ぼす路線に対して、舗装を新設する。
- ・舗装済箇所の場合、路面が著しく破損し、部分的な補修では改善できない路線に対して、舗装を改修（打ち替え等）する。

2 歩道築造

- ・歩行者の通行頻度と車両通行量が多く、事故の危険性が回避できない路線に設置する。
- ・小中学校の通学路や高齢者など、歩行者に配慮が必要な路線に設置する。

3 側溝改良

- ・道路の冠水や周辺住宅の浸水の恐れがある路線または、過去に冠水が発生した路線を改良する。
- ・経年劣化（老朽化）により排水機能障害が生じている路線を改良する。
- ・悪臭の発生など不衛生であり、かつ下水道（污水管）整備が当面見込まれない路線を改良する。
- ・現道幅員が狭く、拡幅が不可能で、側溝を改修することで幅員が確保できる路線を改良する。

4 交通安全施設

- ・車両や歩行者が、転落又は衝突する恐れがある路線や、交通事故が発生し、対策が必要な路線に設置する。

2 整備の評価基準の考え方

整備の基本方針を踏まえ、対象路線ごとに事故発生頻度や通学路指定などの「緊急性」と、改良や整備状況などの「必要性」、コストやネットワーク、通行頻度などの「効率性」の3点の項目で評価を行います。また、市街地、田園地域、中山間地域といった地域性や各区の道路整備比率を加味することにより、周辺部の地域事情を考慮し、さらに「道路整備方針」や「整備熟度」を共通事項として加点し評価を行います。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

$$\text{評価点数} = \text{道路整備方針} + \text{整備熟度} + (\text{地域分類} \times \text{地域分類} \times \text{工種分類} \times \text{工種別評定})$$

【共通項目】

道路整備方針... 配点 15点

時代のニーズとともに、整備する路線の重要度を明確化するため、道路整備方針に位置付けた路線について、以下のとおり配点します。

評価項目	配点	具体的な内容	
重点路線	15	都市交通ネットワーク確立のための幹線（都市計画道路）	15点
		域内の交通アクセス向上のための幹線（1、2級市道）	
		新たなまちづくりに必要な路線（北陸新幹線関連含む）	
推進路線		「安全・安心」のための防災機能の向上を目指す路線	10点
		子供や高齢者などに配慮した交通安全機能の向上を目指す路線	
		地域の生活向上を目指す路線	
連携路線		市が必要と認めた路線（地域が元気になるための路線含む）	5点
		関連する事業と連携を図る路線	

整備熟度... 配点 15点

事業実施にあたり、効率的な施工で早期完了を図る観点から以下のとおり配点します。

評価項目	配点	具体的な内容	
継続性	15	【継続】平成23年度までに事業着手し、実施中である。	5点
		【継続休止】事業に着手したが、何らかの理由により休止している。	3点
		【新規】新たな事業に着手する。	0点
協力体制 用地確保		・用地が90%以上確保されている。 ・用地確保の必要がない。	5点
		・用地が70%以上確保されている。 ・用地交渉で確実な合意（90%以上）が得られており、確保に時間を要さない。	3点
		・用地確保が70%未満である。 ・用地交渉中、または用地交渉に入っていない。 ・事業又は用地確保に理解が得られていない。	0点
		施工難易	構造物設置を含め、施工が容易である。
構造物設置を含め、条件さえ満たせば施工は容易である。			3点
構造物設置を含め、施工は難しい。			0点

地域分類...、

上越市は、平野部、山間部、海岸部と変化に富んだ地形を有していることから、人口、交通量など地域により様々な課題を抱えており、道路整備にも影響が生じています。

そのため、均衡ある行政サービスを図るため、以下のとおり割増率を用いて調整を行います。

土地利用別	割増率	具体的な内容
市街地	0	都市計画区域のうち、上越都市計画区域の市街化区域及び柿崎都市計画区域の用途が設定されている地域
田園地域	+5%	市街化区域に隣接する東部から南部にかけての平坦地域の農地
中山間地域	+10%	平地の外縁部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域

道路整備比率	割増率	該当自治区
1.00 以上	0	柿崎区、大潟区、頸城区、板倉区、三和区、合併前上越市
0.90 ~ 1.00	+5%	なし
0.80 ~ 0.90	+7%	浦川原区、牧区、吉川区、中郷区、清里区
0.80 未満	+10%	安塚区、大島区、名立区

道路整備比率：上越市道路整備状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）における整備（改良）率を基準に、上越市全体の平均整備率（69.3%）を 1 として、各地域の整備率に対する割合

工種分類...

「新たな整備」から「既存道路の維持」への転換を図るため、以下のとおり工種別における調整を行います。

工種別		割増率	具体的な内容
道路新設	道路築造	- 15%	道路築造（50m以上のバイパス工事） 道路拡幅
		- 10%	道路築造（50m未満のバイパス工事）
		- 3%	道路改良（隅切新設及び待避所新設）
	交差点改良	- 7%	通常の交差点改良
		- 3%	突角除去など小規模な改良
橋梁新設	- 10%	橋梁新設、架替	
道路維持	舗装改築	- 10%	舗装新設
		- 5%	舗装打替
	歩道築造	- 3%	
	側溝改良	0	
	交通安全施設	0	

【分野別項目】

工種別評定... 配点 70点

(1) 道路築造・交差点改良・橋梁新設(架替)

: 7点 : 3点 : 1点

評価項目		配点	具体的な内容
緊急性	事故発生頻度		年間を通じ、不規則に事故がある。(1年以内)
			過去(3年以内)に事故の発生があった。
			事故の発生はこれまで一度もない。
	視距確保や 隅切		隅切りがない。または、見通しが全く見えない。
			隅切りは設置されているが、改良の必要がある。または、見通しが悪い。
			隅切りが3m以上ある。または、視距が確保されている。
	現道路幅員		現道路幅員が非常に狭い。(3.0m未満)
			現道路幅員が狭い。(4.0m未満)
			現道路幅員が4.0m以上ある。
	迂回路の状況		本路線以外にう回路がない。
			う回路が存在するが、農道など幅員が狭い。
			十分なう回路が存在する。
必要性	路面改良の 必要性		交通需要に応じた道路幅員が確保されておらず、走行性・安全性及び居住環境改善の必要性が高い。
			生活道路として多少不便を感じる程度であり、普段の生活に大きな支障がない。
			概ね保たれている。
	排水改良の 必要性		道路側溝などの排水施設による住環境の改善の必要性が高い。
			道路側溝などの排水施設による住環境の改善の必要性は低い。
			道路側溝など排水施設による住環境の改善の必要性がない。
効率性	整備コスト		整備費用は少ない。(事業費1,000万円以下)
			整備費用は多少かかる。(事業費2,000万円未満)
			多額の投資が必要。(事業費2,000万円以上)
	通行頻度		【時間あたり通行車両数】が50台以上である。
			【時間あたり通行車両数】が30台以上である。
			【時間あたり通行車両数】が30台未満である。
	ネットワーク 及びアクセス性		整備路線が国道や県道に接続する。
			整備路線が市道に接続する。
			ネットワーク・アクセス性がない。
	利用宅地等		路線を活用している宅地等が5戸以上ある。
			路線を活用している宅地等が3戸以上ある。
			路線を活用している宅地等が3戸未満である。

橋梁新設(架替)は、前後の道路状況を含めた評価とすること。
橋梁長寿命化計画による架け替え等は、別途評定とすること。

(2) 舗装改築

：10点 ：5点 ：1点

評価項目		配点	具体的な内容
緊急性	事故発生頻度		年間を通じ、不規則に事故がある。(1年以内)
			過去(3年以内)に事故の発生があった。
			事故の発生はこれまで一度もない。
	現道路幅員		現道路幅員が非常に狭い。(3.0m未満)
			現道路幅員が狭い。(4.0m未満)
			現道路幅員が4.0m以上ある。
通学路指定		小・中学校の通学路である。	
		小・中学校いずれかの通学路である。	
		通学路に指定されていない。	
必要性	路面改良の必要性		走行性・安全性及び居住環境の改善の必要性が高い。
			走行に多少不便を感じる程度であり、大きな支障がない。
			路面は安定しており、走行に支障がない。
効率性	通行頻度		【時間あたり通行車両数】が50台以上である。
			【時間あたり通行車両数】が30台以上である。
			【時間あたり通行車両数】が30台未満である。
	ネットワーク及びアクセス性		整備路線が国道や県道に接続する。
			整備路線が市道に接続する。
			ネットワーク・アクセス性がない。
	利用宅地等		路線を活用している宅地等が5戸以上ある。
			路線を活用している宅地等が3戸以上ある。
			路線を活用している宅地等が3戸未満である。

(3) 歩道築造

：10点 ：5点 ：1点

評価項目		配点	具体的な内容
緊急性	事故発生頻度		年間を通じ、頻繁な接触事故などがある。(1年以内)
			過去(3年以内)に事故の発生があった。
			事故の発生はこれまで一度もない。
	通学路指定		小・中学校の通学路である。
			小・中学校いずれかの通学路である。
			通学路に指定されていない。
歩道整備計画		歩道整備計画(平成19年度策定)に位置付けられている。	
		歩道計画に位置付けられていない。	
必要性	歩道の必要性		公共公益施設又は福祉施設などへのアクセスに利用され、歩車道分離により通行の安全を図る必要性が高い。
			公共公益施設又は福祉施設などへのアクセスに利用されているが、一定の通行機能が確保されている。
			一定の通行機能が確保されている。 すでに歩道が存在する。
効率性	整備コスト		整備費用は少ない。(事業費1,000万円以下)
			整備費用は多少かかる。(事業費2,000万円未満)
			多額の投資が必要。(事業費2,000万円以上)
	通行頻度		【1日あたり通行人数】が200人以上である。
			【1日あたり通行人数】が100人以上である。
			【1日あたり通行人数】が100人未満である。
	ネットワーク及びアクセス性		整備路線の両端が既存歩道に接続する。
			整備路線の片側が既存歩道に接続する。
			歩道のネットワーク、アクセス性がない。

(4) 側溝改良

: 7点 : 3点 : 1点

評価項目		配点	具体的な内容
緊急性	災害発生頻度		過去（3年以内）に湛水、溢水があった。
			過去（7年未満）に湛水、溢水があった。
			過去7年以上にわたって湛水、溢水が起こっていない。
	現道路幅員		現道路幅員が非常に狭い。（3.0m未満）
			現道路幅員が狭い。（4.0m未満）
			現道路幅員が4.0m以上ある。
	老朽度		骨材が浮いているなど老朽化が進んでいる。
			骨材が見えるなど老朽化が始まっている。
			老朽化しているとは考え難い。
	危険度		既存側溝深さが60cm以上あり、かつ蓋がない。
			既存側溝深さが40cm以上あり、かつ蓋がない。
			既存側溝深さが40cm未満である。又は蓋が設置されている。
破損度		既存側溝が破損しているため、排水されていない。 側溝がない。	
		既存側溝が破損しているが、排水はされている。	
		既存側溝が破損しておらず、排水されている。	
必要性	公共下水道整備状況		公共下水道等污水整備が10年以上見込まれない。
			公共下水道等污水整備が5年以上見込まれない。
			公共下水道等污水整備が完了、又は5年以内に予定がある。
	機能性		側溝の流れが悪く、異臭・悪臭による環境悪化が著しい。
			側溝の流れが良くないが、生活に影響を及ぼす恐れはない。
			側溝の流れに支障は感じられない。
占用状況		電柱などの障害物がない。	
		電柱などの障害物があるが、移設が容易である。又は、 残しても施工上問題がない。	
		電柱などの障害物の移設が困難。	
効率性	整備コスト		整備費用は少ない。（事業費500万円以下）
			整備費用は多少かかる。（事業費1,000万円未満）
			多額の投資が必要。（事業費1,000万円以上）
	利用宅地等		【平地】住宅地等の割合が60%以上ある。 【山間地】土地利用している割合が60%以上ある。
			【平地】住宅地等の割合が30%以上60%未満である。 【山間地】土地利用している割合が30%以上60%未満である。
			【平地】住宅地等の割合が30%未満である。 【山間地】土地利用している割合が30%未満である。

(5) 交通安全施設

：10点 ：5点 ：1点

評価項目		配点	具体的な内容
緊急性	事故発生頻度		年間を通じ、頻繁に事故が発生する。(1年以内)
			過去(3年以内)に事故の発生があった。
			事故の発生がこれまで一度もない。
	通学路指定		小・中学校の通学路である。
			小・中学校いずれかの通学路である。
			通学路に指定されていない。
	地形的な危険度		急傾斜地、地滑り等で国・県の指定区域である。
			上記指定区域ではないが、危険度は高い。
			危険度は低い。
必要性	交通安全施設の必要性		走行性・歩行性・安全性から施設設置の必要性が高い
			走行や歩行に多少危険を感じるが、大きな支障はない。
			走行や歩行に支障がない。
	周辺への影響		安全施設設置にあたり、付近等の生活に影響がない。 (照明による農地への影響、除雪の弊害、視距不明瞭など)
			安全施設設置にあたり、付近等の生活に影響が考えられる。
			安全施設設置にあたり、付近等の生活への影響が大きい。
効率性	通行頻度		【時間あたり通行車両数】が50台以上である。
			【時間あたり通行車両数】が30台以上である。
			【時間あたり通行車両数】が30台未満である。
	整備コスト		整備費用は少ない。(事業費300万円以下)
			整備費用は多少かかる。(事業費500万円未満)
			多額の投資が必要。(事業費500万円以上)

2 学校施設整備基準

1 整備の基本方針

文部科学省では、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」の規定に基づき、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」及び「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」を定めています。

国の方針及び計画では、整備の目標とする項目として、次の5つをあげており、本市では、以下の項目を基本とし、効率性や財政面を考慮しながら施設整備を進めます。

- (1) 耐震性の確保を図る整備
- (2) 防犯対策など安全性の確保を図る整備
- (3) 教育環境の質的な向上を図る整備
- (4) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備
- (5) 施設需要に応じた整備

2 整備の評価基準の考え方

学校は複数の棟、様々な教室や施設からなっていることから、学校という一つのくくりでの評価ではなく、それぞれに対する視点で評価を行います。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

(1) 耐震化・経年劣化による整備

整備にあたっては、まず耐震化が必要な施設を優先し、危険数値(Is値)の低い順に整備を進めます。次に、耐震化の必要のない施設について、建築年数の古い順に整備を行います。

評価項目	具体的な内容
耐震化が必要	危険数値(Is値)の低い順に整備する
耐震化の必要なし	建築年数の古い順に整備する

上記の整備にあわせて、(2)給食室改修や(3)トイレ改修が実施できる場合は、セットで実施する。

(2) 給食室改修(ドライ化、老朽施設設備の改修)

評価項目	具体的な内容
建築経過年数	小学校・中学校の区別なく、建築年度の古い施設を上位として整備する

前段の(1)耐震化・経年劣化による整備と一緒に実施できない場合に単独で整備する。その場合、この基準で優先順位を設定する。

(3) トイレ改修（臭気解消、バリアフリー化）

評価項目は(2) 給食室改修（ドライ化、老朽施設設備の改修）と同じです。

(4) その他の整備

エアコンや扇風機の設置、教室や廊下の手すり設置、屋上のフェンス設置、グラウンドの暗渠排水等の教育環境の向上や安全対策などの個別項目は、学校訪問による現地調査の結果を踏まえてそれぞれに優先順位を決定するとともに、緊急性や状況の変化に応じて毎年度見直しを行いながら、計画的な整備を図ります。

(5) 統廃合に伴う施設の整備

上越市立小中学校適正配置基準（平成 22 年 3 月策定）に沿って計画される学校の統廃合に伴う施設の整備は、この基準に寄らず最優先で行います。

3 保育園施設整備基準

1 整備の基本方針

施設の老朽化や少子化に伴う児童数の減少などの保育園に関する課題に対応するため、上越市保育園のあり方検討委員会（平成 22 年度設置）から提出された意見書の規模や配置などを踏まえ、施設整備に当たっては、統廃合を含む再配置等に係る計画（別途策定予定）や本計画に沿って、地域住民の理解を得ながら進めます。

2 整備の評価基準の考え方

評価は、建築経過年数（耐用年数経過状況）、避難所指定、児童の受入れ状況（超過状況）の 3 項目により、優先度を決定します。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業について、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

評価項目	配点	具体的な内容	
建築経過年数 (耐用年数経過状況)	25	耐用年数超過	25 点
		耐用年数 1/2 以上超過	15 点
		耐用年数 1/2 未満	5 点
避難所指定	20	市の指定避難所に指定されている	20 点
児童の受入れ状況 (超過状況)	10	3 歳未満児受入れ不可	10 点
	5	3 歳以上児受入れ不可	5 点
合計	60		

統廃合に伴う施設整備は最優先に行う。

4 観光施設等整備基準（宿泊施設・日帰り入浴施設・その他観光施設）

1 整備の基本方針

観光施設には集客力が求められるものの、ニーズの移り変わりや多様化により「何がうけるのか」という予測が難しいとともに、設置から年数が経過することによる魅力の低下などもあることから、新たな観光施設の建設は行わず、既存施設をいかしていくための整備を行います。

2 整備の評価基準の考え方

集客を目的とする宿泊施設・日帰り入浴施設・その他観光施設に区分し、それぞれの区分ごとに耐用年数経過状況（安全性の維持に資する整備）、年間利用者数の多少により評価を行い、施設整備の優先度を決定します。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 整備基準(宿泊施設・日帰り入浴施設・その他観光施設共通)

評価項目	配点	具体的な内容	
建築経過年数 (耐用年数経過状況)	25	耐用年数超過	25点
		耐用年数 1/2 以上超過	15点
		耐用年数 1/2 未満	5点
年間利用者数	15	200,000人以上	15点
		100,000人～	13点
		50,000人～	11点
		10,000人～	9点
		5,000人～	7点
		0人～	5点
合計	40		

今後、耐震化工事の必要性が生じた場合には、耐震化に関する評価項目を設定し、加点する。

5 体育施設整備基準

1 整備の基本方針

体育施設整備にあたっては、上越市総合教育プランにおいて目標として掲げている「身近な施設を有効活用したり、自然環境を生かしたりして、スポーツ環境を充実させるとともに、利用しやすいシステムづくり」に向けて、以下の視点で計画的に進めます。

(1) 耐震化の必要性

「安全・安心」に利用できるように、大きな地震に耐えられる施設を目指します。

(2) 建築経過年数

既存施設の維持を目指す観点から、建物及び設備の経過年数により老朽化している施設の整備を進めます。

(3) 避難所指定

災害時に地域住民の拠り所となる施設の「安全・安心」「快適性」の向上を目指します。

(4) 利用者数

市民が広くスポーツに親しむ場としての施設の充実を図ります。

2 整備の評価基準の考え方

(1) 体育施設整備は、屋内施設と屋外施設に分類し、それぞれに配点基準を作成します。

(2) 評価にあたっては、対象施設ごとに「建築経過年数」「利用者数」をはじめ、種別によって、「耐震化」「避難所指定」の項目も評価します。

なお、屋外施設でトイレが未設置の施設については、別途優先順位を決定します。また、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

< 屋内施設 >

評価項目	配点	具体的な内容	
耐震化	60	耐震補強工事の必要な建物	60点
建築経過年数 (耐用年数経過状況)	25	耐用年数超過	25点
		耐用年数 1/2 以上超過	15点
		耐用年数 1/2 未満	5点
避難所指定	20	市の指定避難所に指定されている	20点
年間利用者数	10	50,000人以上	10点
		30,000人以上	8点
		10,000人以上	6点
		5,000人以上	4点
		5,000人未満	2点
合計	115		

耐震化工事において点数が同数の場合は、Is 値の低い順に優先順位を決定する。

< 屋外施設 >

評価項目	配点	具体的な内容	
建築経過年数	25	整備経過 25 年以上	25点
		整備経過 15 年以上	15点
		整備経過 15 年未満	5点
年間利用者数	10	20,000人以上	10点
		10,000人以上	8点
		5,000人以上	6点
		1,000人以上	4点
		1,000人未満	2点
合計	35		

6 公民館施設整備基準

1 整備の基本方針

公民館は、市民に身近な社会教育の拠点施設として、地域課題や市民ニーズに即した学習機会を提供し、心豊かで活力に満ちた人づくりと、地域づくりの推進に努めるなどその役割は極めて重要です。

公民館整備にあたっては、以下の視点で計画的に進めます。

(1) 耐震化の必要性

「安全・安心」感をもった利用のため、大きな地震に耐えられる施設を目指します。

(2) 建築経過年数

既存施設の維持を目指す観点から、建物及び設備の経過年数により老朽化している施設の整備を進めます。

(3) 避難所指定

災害時に地域住民の拠り所となる施設の「安全・安心」「快適性」の向上を目指します。

(4) 利用者数

貴重な財源を有効活用するため、効率性を目指します。

2 整備の評価基準の考え方

評価に当たっては、耐震化、建築経過年数、避難所指定、年間利用者数の4項目で評価を行うこととし、公民館ごとの施設整備における優先度を決定します。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

評価項目	配点	具体的な内容	
耐震化	60	耐震補強工事の必要な建物	60点
建築経過年数 (耐用年数経過状況)	25	耐用年数超過	25点
		耐用年数 1/2 以上超過	15点
		耐用年数 1/2 未満	5点
避難所指定	20	市の指定避難所に指定されている	20点
年間利用者数	10	10,001人以上	10点
		7,001人～10,000人	9点
		5,001人～7,000人	8点
		4,001人～5,000人	7点
		3,001人～4,000人	6点
		2,001人～3,000人	5点
		1,001人～2,000人	4点
		1,000人以下	3点
合計	115		

耐震化工事において点数が同数の場合は、Is値の低い順に優先順位を決定する。

7 林道整備基準

1 整備の基本方針

林道は、将来に渡る森林の適正な管理を効率的かつ計画的に持続させることを目的とし、森林整備等と直結した路網や山村と都市の交流促進に利用されるなど、その役割は重要であります。これまでの間、旧市町村で計画された林道整備を進めてきましたが、限りある財源の中で、いかに効率よく必要性の高い路線を選定し、整備していく必要があります。

林道整備にあたっては、以下の視点で計画的に整備を進めます。

(1) 森林資源

林道の目的である森林整備を推進するため、利用区域内の森林資源が多いほど林道整備を優先的に行います。また、人工林率の高い路線についても考慮します。

(2) 路線利用度

林道は、山村地域の交通路として、地域住民の通行や森林へのアクセスなど地域の振興にも必要なため、利用頻度の高い路線を優先的に整備します。

(3) 工種分類

未整備森林の解消や伐期を迎えた樹木の搬出などに必要な林道を整備し、路網の密度を上げるため、開設を優先的に行います。林道開設により、搬出コストの低減が図られ、木材産業の振興に繋がります。

(4) 整備熟度

事業実施にあたり、効率的な施工で早期完了を図るとともに、林道整備後の森林整備を推進するため、用地確保や地元の協力体制の整っているところから整備を進めます。

2 整備の評価基準の考え方

林道整備にあたっては、基本項目を、林道の利用区域内の「森林資源」である森林面積や蓄積密度、伐期齢蓄積、人工林率の4項目とし、併せて「路線利用度」「工種分類」「整備熟度」で評価を行います。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

(1) 森林資源...配点 40点

林道利用区域内の森林資源を基本に、以下のとおり配点します。

評価項目	配点	具体的な内容	
森林面積	10	森林面積 1,000ha	10点
		700ha 森林面積 < 1,000ha	8点
		400ha 森林面積 < 700ha	6点
		100ha 森林面積 < 400ha	4点
		100ha > 森林面積	2点
蓄積密度	10	蓄積 250 m ³ /ha	10点
		200 m ³ /ha 蓄積 < 250 m ³ /ha	8点
		150 m ³ /ha 蓄積 < 200 m ³ /ha	6点
		100 m ³ /ha 蓄積 < 150 m ³ /ha	4点
		100 m ³ /ha > 蓄積	2点
伐期齡蓄積	10	伐期齡蓄積が全体の 90%以上	10点
		伐期齡蓄積が全体の 50%以上	5点
		伐期齡蓄積が全体の 50%未満	1点
人工林率	10	人工林率が全体の 50%以上	10点
		人工林率が全体の 40%以上	8点
		人工林率が全体の 30%以上	6点
		人工林率が全体の 20%以上	4点
		人工林率が全体の 20%未満	2点
合計	40		

(2) 路線利用度...配点 20点

地域住民の通行と山村地域の振興の観点から、以下のとおり配点します。

評価項目	配点	具体的な内容	
利用形態	10	生活・観光・農地関連道路	10点
		上記以外	1点
ネットワークと アクセス性	10	他の市町村・区との連絡道	10点
		区内の連絡道	5点
		行き止まり道路	1点
合計	20		

(3) 工種分類...配点 20点

未整備森林の解消と既存道路の維持の観点から、以下のとおり配点します。

評価項目	配点	具体的な内容	
工事内容	10	開設	10点
		改良・舗装	5点
		部分改良	1点
構造基準	10	開設：自動車道1級	10点
		開設：自動車道2級・3級	5点
		改良・舗装等：林道規程上の支障有	10点
		改良・舗装等：林道規程上の支障無	1点
合計	20		

(4) 整備熟度...配点 20点

事業実施にあたり、効率的な施工で早期完了を図るとともに、森林整備を推進する観点から、以下のとおり配点します。

評価項目	配点	具体的な内容	
継続性	10	事業着手	10点
		事業未着手	5点
地元同意	10	用地取得済み	10点
		用地取得中	5点
		用地取得未済み	1点
合計	20		

8 消融雪施設整備基準

1 整備の基本方針

消融雪施設の整備は、これまで道路交通の確保を主な目的として進めてきましたが、今後は高齢化により除雪が困難な世帯が増加することが見込まれるなど、市民の生活維持・向上のための整備が求められるため、整備すべき施設の位置付けを明確にするとともに、効果的な整備を進めます。

2 整備の評価基準の考え方

整備にあたっては、「新設」と「更新」それぞれに基準を設け評価を行い、必要性や有効性などの評価の高い事業を優先的に実施していきます。

なお、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

<新設>

(1) 必要性

機械による除雪が困難な場合など、消融雪施設が真に必要なか検証します。機械除雪で十分対応できる場合は優先度が低くなります。

(2) 実行性

地下水の揚水規制や地域の理解など、事業を円滑に実施できるか評価します。

(3) 有効性

整備による効果などを評価します。

<更新>

(1) 必要性

水量不足など施設の支障度合いを評価します。水量の不足など機能を発揮できていない場合は優先的に整備します。

(2) 有効性

整備による効果などを評価します。

(3) 路線の重要性

市の骨格をなす幹線道路など道路交通を確保しなければならない重要性を評価します。

3 評価基準

(1) 新設に係る評価基準

揚水制限

地下水の水量確保など、事業を実施できるか評価します。

評価項目	具体的な内容	
揚水制限	揚水制限区域外 (又は流雪溝の水量確保可能)	次項目以降の評価を実施
	揚水制限区域内 (又は流雪溝の水量確保不可能)	次項目以降の評価を実施しない

揚水制限区域では、新規の井戸の設置が困難であるため、原則的に整備はしません。

1 必要性

機械による除雪が困難な場合など、施設が真に必要なかを評価します。

評価項目	配点	具体的な内容	
機械除雪状況	10	機械除雪できない路線	10点
		機械除雪路線	0点

2 実行性

地域の理解が得られ事業を円滑に実施できるか評価します。

評価項目	配点	具体的な内容	
協力体制 用地確保	10	・用地(井戸・ポンプ等)が90%以上確保されている。 ・用地確保の必要性がない。	10点
		・用地が70%以上確保されている。 ・用地交渉で確実な合意(90%以上)が得られており、確保に時間を要さない	5点
		・用地確保が70%未満である。 ・用地交渉中、または用地交渉に入っていない。 ・事業又は用地確保に理解が得られていない。	0点

井戸・ポンプ等の用地は、借地とします。

3 有効性

整備による効果などを評価します。

評価項目	配点	具体的な内容	
要援護世帯数 (融雪施設の沿道)	5	10戸以上	5点
		5戸以上10戸未満	3点
		1戸以上5戸未満	1点
		なし	0点
世帯数 (100m当たり)	5	40戸以上	5点
		30戸以上40戸未満	4点
		20戸以上30戸未満	3点
		10戸以上20戸未満	2点
		10戸未満	1点
施設の重複	5	整備する路線に他の融雪施設はない	5点
		整備する路線に他の融雪施設がある	0点
最大積雪深	5	付近の観測値が、旧高田測候所の概ね2倍程度の地域	5点
		付近の観測値が、旧高田測候所の概ね1.5倍程度の地域	3点
		付近の観測値が、旧高田測候所と同程度の地域	2点
		付近の観測値が、旧高田測候所の概ね半分程度の地域	0点
合計	20		

(2) 更新に係る評価基準

1 必要性

水量不足など施設の支障度合いを検証し、整備の必要性を評価します。

評価項目	配点	具体的な内容	
<消雪パイプ> 水量不足度合い	20	路面に圧雪ができる(水量はほとんどない)	20点
		乗用車の車体下部が雪に触れる(水量はわずかにある)	10点
		車体下部は雪に触れないが道路上に雪が島状に残る(水量は一定程度ある)	5点
		上記以外	0点
<流雪溝> 水量不足度合い		ポンプ等に不具合があり水を供給できない	20点
		ポンプ等に不具合があり水を十分に供給できない	5点
		上記以外	0点
建設年度	10	昭和50年度代	10点
		昭和60年度代	5点
		平成元年度～10年度	1点
		平成11年度以降	0点
合計	30		

「建設年度」は、施設を更新した場合、更新年度とする。

2 有効性

整備による効果などを評価します。

評価項目	配点	具体的な内容	
最大積雪深	5	付近の観測値が旧高田測候所の概ね2倍程度の地域	5点
		付近の観測値が旧高田測候所の概ね1.5倍程度の地域	3点
		付近の観測値が旧高田測候所と同程度の地域	2点
		付近の観測値が旧高田測候所の概ね半分程度の地域	0点
節水効果	5	揚水規制区域で節水型施設に変更する	5点
		上記以外	0点
合計	10		

3 路線の重要性

市の骨格をなす幹線道路など道路交通を確保しなければならない重要性を評価します。

評価項目	配点	具体的な内容	
路線種別	5	特1種・1種除雪路線	5点
		2種除雪路線	3点
		上記以外	1点

9 公共下水道整備基準

1 整備の基本方針

平成17年の広域合併により市域が拡大し、現在は8つの処理区において公共下水道を供用しており、そのうちの3つの処理区では整備が完了し、5つの処理区で整備を進めています。今後も公共下水道整備を市民生活に密着した重点事業に位置付け、“環境にやさしいまちづくり”の一環として着実に整備促進を図ります。

公共下水道整備にあたっては、以下の視点で計画的に整備を進めます。

- (1) 事業計画との整合性を図るとともに、計画の見直しに当たっては住民への説明を行い理解が得られるように進めます。
- (2) 公共下水道がより効果的で効率的な進捗が図られるように、住宅や事業所などが密集する地区の整備を優先的に進めます。
- (3) 工事中における歩行者や車両の交通と安全を確保するため、工事箇所の分散化が図られるよう年次計画を策定し、整備を進めます。

なお、本整備基準は認可区域の整備計画の策定に適用するほか、将来、認可区域を拡大する際の検討についても、この基準に基づいて評価を行います。

2 整備の評価基準の考え方

公共下水道整備にあたっては、以下の4つの項目により評価を行います。

(1) 費用対効果（採算性）

住宅等が密集し、人口密度が高い地区ほど、費用対効果が高くなります。

(2) 地区住民の要望

住民要望が高く、確実に接続が見込まれる地区を優先的に整備します。

(3) 関連事業

国、県及び市の道路整備や土地区画整理事業などの関連事業と調整を図り、効率的に整備を進めます。

(4) 地域補正

上越市の公共下水道は、処理区ごとで整備状況に差があることから、均衡ある行政サービスを図ります。

3 評価基準

$$\text{評価点数} = \text{費用対効果} \times \text{地区住民の要望} \times \text{関連事業} \times \text{地域補正}$$

評価項目	配点	具体的な内容
1 費用対効果 (採算性)	3	汚水 1 m ³ 当りの処理費用(建設費と維持管理費の合計)が安い。 0.9 未満
	2	汚水 1 m ³ 当りの処理費用(建設費と維持管理費の合計)が中程度。 0.9 以上 1.1 未満
	1	汚水 1 m ³ 当りの処理費用(建設費と維持管理費の合計)が高い。 1.1 以上
地区住民の 要望	3	下水道接続に対する住民要望が高く、供用開始の日から概ね 3 年以内の水洗化率が 95% 以上見込める。
	2	下水道接続に対する住民要望が中程度で、供用開始の日から概ね 3 年以内の水洗化率が 85% 程度見込める。
	1	下水道接続に対する住民要望が低く、供用開始の日から概ね 3 年以内の水洗化率が上記以下である。
関連事業	3	国、県及び市の道路整備、区画整理等の関連事業との調整で早期の整備が必要である。
	1	関連事業が現時点で計画されていない。
2 地域補正	1	全体(3 処理区)の平均下水道整備率に対する比率が 0.91 以上
	1.1	全体(3 処理区)の平均下水道整備率に対する比率が 0.7~0.9
	1.2	全体(3 処理区)の平均下水道整備率に対する比率が 0.7 未満

注 1 費用対効果は、処理地区合計の平均処理費を 1 とした場合の各処理地区の比率により評価

$$\text{処理費用 (円/m}^3\text{)} = (\text{建設費} + \text{維持管理費}) (\text{円/年}) / \text{汚水量 (m}^3\text{/年)}$$

2 地域補正は、上越処理区(頸城区を含む) 柿崎処理区及び大潟処理区合計の平均整備率(全体計画面積に対する整備済面積の割合 約 51.3%) を 1 とした場合の各処理区の比率により評価

10 公の施設等除却基準

1 除却の基本方針

公の施設等の除却は、本市が所有する財産のうち、当初の行政目的による使用が終了し、遊休化している施設及び老朽化の進んだ施設について、老朽化の進行や災害等の状況によっては、施設の全部または一部が損壊し、市民の生命身体や財産に危害を及ぼすことが懸念されるとともに、施設の維持管理にも費用が発生することから、現状を踏まえ優先度を設定し、計画的に除却を進めていきます。

なお、これら施設の主な除却目的が、市民の生命等への危害発生防止であることから優先度の設定に際しては、地域性（所在地）は考慮しないこととします。

2 除却の評価基準の考え方

施設に起因する人的・物的被害発生の防止を主な観点とし、市民の利便性（除却による影響の最小化）や維持管理経費の削減についても配慮します。配点に際しては、これら施設に起因する人的・物的被害発生の防止を大きくするほか、除却後の土地利用計画、あるいは購入希望者等がある場合は、加点を行い、工作物等建物以外の施設や計画作成時に市民等第三者に貸付中の施設については減点を行います。

なお、評点が同じ施設では建設年度の古い施設を上位とします。

また、評価結果とは別に、地域事業や継続事業については、優先して整備を進めていきます。

3 評価基準

評価項目		配点	具体的な内容	
市民の安全	危険度	50	耐震性無し、又は昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築確認が行われた施設（時期不明の場合、昭和56年12月31日以前に竣工した施設。） 但し、建物以外は放置した場合倒壊の恐れがあると現地で確認した施設	50点
	避難所	20	地域防災計画に基づく避難所指定無し、又は指定取消予定がある施設	20点
市民への影響		20	市民の利用が週1回未満の施設	20点
			市民の利用が週1回以上の施設	10点
維持費等		10	年間の維持費が12万円以上の施設（月1万円以上）	10点
			年間の維持費が12万円未満の施設（月1万円未満）	5点
合計		100		

加減点項目等 ...加減点項目及び配点を次のとおりとします。

加点	施設除却後、市の利用計画がある場合	+ 10
	土地（更地）購入希望者がある場合 借地の返還請求がある場合を含みます。	+ 15
減点	工作物（建物ではない）の場合	- 10
	貸付中（建物）の場合	- 15